

# 新宮町上下水道経営審議会について

上下水道課

# 目次

1. 新宮町の概要
2. 審議会設置の必要性
3. 審議会設置の目的 上下水道事業のあるべき姿
4. 経営の現状
  - 水道事業
  - 公共下水道事業
  - 簡易水道事業
  - 相島漁業集落環境整備事業

# Ⅰ. 新宮町の概要

## 町の特徴

総面積は18.93 km<sup>2</sup>で福岡県の北西部に位置し、南は福岡市、北は古賀市、南東は久山町の3市町に接しており、玄海国定公園に指定された新宮海岸の沖合7.5kmには1.22km<sup>2</sup>の相島があります。

東部の立花山（標高367m）や犬鳴山系、その周辺の丘陵地帯にクスノキをはじめとする常緑広葉樹が広く分布し、西部の新宮海岸には「楯の松原」と呼ばれる松林が広がり、大都市近郊としては良好な自然環境に恵まれています。

新宮町は旧筑前国にあたり、江戸時代には筑前黒田藩に属していました。その後、明治4(1871)年の廃藩置県を経て、明治22(1889)年4月に立花村（的野・立花口・原上・三代の4村合併）と新宮村（上府・下府・新宮・湊・相島の5村合併）の2村が誕生しました。その後、昭和29(1954)年11月に新宮村は新宮町となり、翌30(1955)年4月に町村合併促進法に基づき両町村が合併し、現在の「新宮町」が誕生しました。

# 1. 新宮町の概要

## 総合計画

町の最上位計画である第5次新宮町総合計画(2011年～2020年)において、「人が輝き 快適に暮らせる 元気なまち 新宮」を将来像に掲げ、JR 鹿児島本線をはじめとする充実した公共交通機関、国道や高速道路などの道路環境といった交通アクセスの良さや白砂青松の海岸線を有する新宮海岸、クスノキの原生林を抱く立花山などの豊かな自然といった町の魅力をより一層生かすまちづくりを進めてきました。

第6次総合計画(2021年～2030年)では、国連サミットで採択された「持続可能な開発目標 (SDGs)」の理念も取り込みながら、将来像を「**人がいきいき 未来をつむぐ 挑戦するまち しんぐう**」と掲げ、様々な課題に挑戦し続ける町をめざし、引き続き発展性のあるまちづくりに取り組みながら、今後10年間で20年後や30年後の社会情勢を見据えた準備期間として、「何をすべきか、何をつなぐのか」を考え、取り組んでまいります。

# 第6次 新宮町総合計画

**第6次新宮町総合計画**  
令和3(2021)年度～令和12(2030)年度

SHINGU TOWN  
福岡県新宮町

**基本目標 4**  
**環境にやさしく快適に暮らせるまち**

▶交通環境や生活環境の問題、西部や中部地域との格差など、暮らしやすい環境整備への思いは強くなる一方、地球環境への負担軽減を図り、持続可能な循環型社会を実現する必要があることから、まちの宝である恵み豊かな自然環境を保全し、活用しながら次世代へ継承される持続可能な社会をめざしていくとともに、地域の特性を活かしつつ、誰もが暮らしやすさを実感できる都市環境や居住環境を創っていきます。

**4-1 環境にやさしい社会の形成**  
具体施策 (1) 環境負荷軽減の推進

**4-2 魅力ある土地利用の推進**  
具体施策 (1) 良好な市街地の保全と形成 (2) 地域に応じた土地利用の推進

**4-3 安全に移動できる道路網の整備**  
具体施策 (1) 国道・県道の整備の促進 (2) 都市計画道路・生活道路の整備 (3) 道路の適切な維持管理

**4-4 公園・緑地と自然環境の保全と整備**  
具体施策 (1) 公園・緑地の保全と整備 (2) 緑化の推進 (3) 自然環境などの保全と活用

**4-5 公共交通などの充実**  
具体施策 (1) 公共交通の充実 (2) 駐輪施設の充実

**4-6 生活環境の充実**  
具体施策 (1) 安全で良質な水の安定供給 (2) 下水道などの整備と普及促進 (3) ごみ処理の適正化と環境美化の推進 (4) 生活環境の改善

11

# 1. 新宮町の概要

## 町の将来人口

総合計画における人口推計は、各分野の基本計画を推進していくうえで根幹的な指標となるものです。全国的に人口が減少傾向にある中で、町の人口は大規模な宅地開発や分譲マンションの建設を受け、若年層や子育て世代の転入などにより増加を続けています。

しかし、人口増加の大きな要因であった開発もピークを越え、令和22(2040)年まで緩やかに人口が増加したあと横ばいが続き、令和27(2045)年頃から徐々に人口が減少に転じることが予想されます。人口の緩やかな増加傾向を考慮し、基本構想の目標年度である令和12(2030)年の将来人口を34,900人と想定します。

# Ⅰ. 新宮町の概要

## 人口推移

令和元年度	33,553人
令和2年度	33,643人
令和3年度	33,518人
令和4年度	33,318人
令和5年度	33,026人
令和6年度	33,036人

# I. 新宮町の概要

## 町を取り巻く社会の動向

(超高齢・人口減少社会)

(人権を取り巻く情勢)

(安全・安心に対する関心の高まり)

(情報通信技術のさらなる進展)

(環境問題の顕在化)

(価値観・ライフスタイルの多様化)

(SDGsの推進)



# 1. 新宮町の概要

## 町を取り巻く社会の動向(超高齢・人口減少社会)

国の総人口は、平成20(2008)年の1億2,808万人をピークに減少に転じ、国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、令和32(2050)年頃には1億人を切ると予測されています。また、年少人口と生産年齢人口の減少、老年人口の増加が世界でも類を見ない速さで進んでおり、人口構造が大きく変化しています。

一方、新宮町においては、若年層や子育て世代の転入などにより増加傾向にあります。しかし、今後は人口増加の大きな要因であった開発もピークを越え、将来的に人口が減少に転じることが想定される中、特に、同年代が集中している地域での急激な高齢化や空き家の増加などが懸念されます。

また、東部地域や相島では、少子高齢化に伴う人口減少が進行しており、地域コミュニティの維持や空き家の増加、農漁業従事者の後継者不足などの課題が既に生じている地域もあります。

# 1. 新宮町の概要

## 町を取り巻く社会の動向(SDGsの推進)

SDGs (Sustainable Development Goals)とは、平成27(2015)年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発目標」のことで、令和12(2030)年を期限とする、先進国を含む国際社会全体の17の目標と169のターゲットで構成され、「誰一人取り残さない」ことを理念とした国際社会共通の目標です。

平成28(2016)年5月に政府内にSDGs推進本部が設置され、同年12月にSDGsの実施指針が決定されており、地方創生や地域共生社会の実現によって、経済や社会の発展、環境保全につながるような社会システムの構築が求められています。

新宮町においてもSDGsは、「持続可能なまちづくり」を推進し、地域や生活、さらには私たちの住む町がこれからもずっと住み良い町であり続けるために必要なものといえます。



# Ⅰ. 主要施策(上下水道事業)

## 生活環境の充実(総合計画での位置付け)

### ☆方向性☆

#### (水道事業・簡易水道事業)

安定した水の供給のために、効率的な事業運営、費用対効果を考慮した施設更新を実施します。

#### (公共下水道事業)

公共下水道事業については、中央処理区域内の面整備と浸水対策を計画的に進めていきます。

#### (相島漁業集落環境整備事業)

相島地区の下水道事業については、計画的な維持管理を実施し、安定した下水処理が行えるように努めます。



# Ⅰ. 主要施策(上下水道事業)

## 生活環境の充実(総合計画での位置付け)

### ☆具体施策☆

#### (水道)

安定した水の供給のため、老朽化した管路及び水道施設について、耐震性・費用対効果を考慮した効率的な更新方法を検討し、実施します。

将来見込まれる水需要の増加に備えるため、施設整備や水源確保を計画的に推進します。

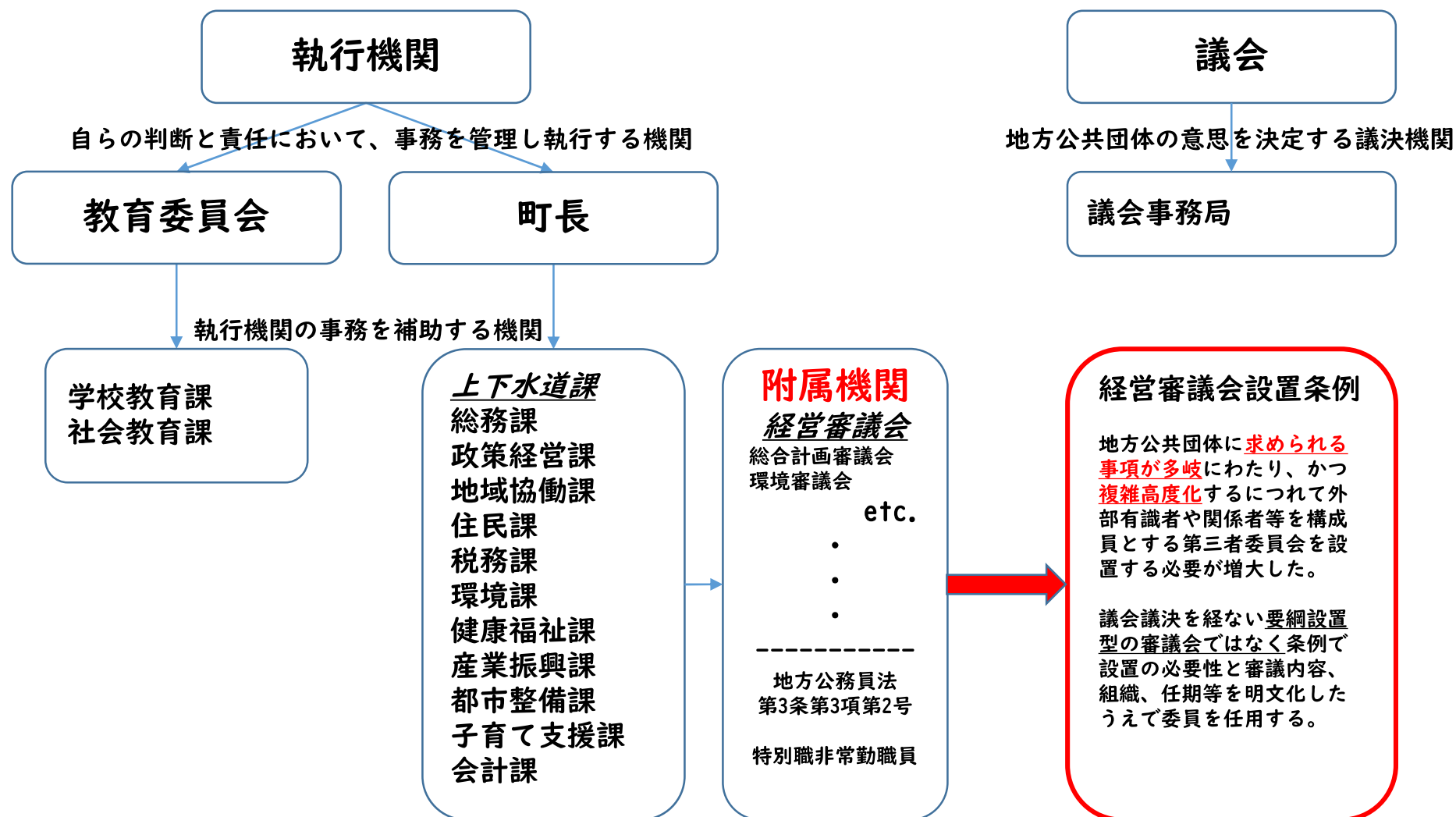
#### (公共下水道)

中央処理区域内の計画的な整備を実施します。

下水道施設の機能維持のため、計画的に改築・更新を実施します。

※コストの削減に努め、効率的な民間委託や適正な料金体系について検討します。

## 2. 審議会設置の必要性



# 3. 審議会設置の目的

(上下水道事業のあるべき姿)

公営企業として必要な住民サービスを将来にわたり安定的に提供する

☆上下水道課の役割☆

- 安全かつ安心な水道水を安定的に供給する。(水道事業、簡易水道事業)
- 生活環境の向上を図ると共に河川や海洋の保全、浸水被害防止に努める。(公共下水道事業、相島漁業集落環境整備事業)

上下水道事業の運営の基本方針である経営戦略を精査し、経営全般について調査、審議のうえご意見をいただく。方針となる経営戦略について、公共下水道事業及び水道事業の見直しは完了した。

今後の予定

- ・相島簡易水道事業及び相島漁業集落環境整備事業の経営戦略の見直し
- ・水道料金の見直し
- ・下水道使用料の見直し

## 4. 経営の現状

### 水道事業

収入の主なものは、水道料金及び加入金となっています。料金収入は、区画整理事業に伴い増加が見込まれますが、将来的には減少していくことも想定されます。

費用面では、水道管や施設の維持修繕を行いつつ、下水道整備にあわせた水道管更新や経年劣化が進んでいる地域の水道管更新を進めているところです。水道管や施設の更新計画を立て、経営への影響を見定める必要があります。

	営業収益	営業費用	営業収支	営業外収益	営業外費用	営業外収支	純利益
令和6年度決算	601,407,097円	622,127,543円	△20,720,446円	115,909,368円	18,454,944円	97,454,424円	76,733,978円
令和5年度決算	602,316,072円	635,859,976円	△33,543,904円	88,412,604円	20,728,571円	67,684,033円	34,140,129円
令和4年度決算	599,946,463円	596,140,795円	3,805,668円	77,052,808円	24,118,758円	52,934,050円	56,739,718円

## 4. 経営の現状

### 公共下水道事業

収入の主なものは、下水道使用料となっています。使用料収入は、下水道整備や区画整理事業に伴い増加が見込まれますが、将来的には減少していくことも想定されます。

費用面では、施設等の維持修繕を随時行っていますが、新宮ポンプ場や中央浄化センターの経年劣化による維持修繕費用が増加してきています。また、新宮中央浄化センターへの汚水流入量の増加に対応するため、令和5年度から中央浄化センターの増設事業を開始しており、今後の経営に大きく影響することが想定されます。

	営業収益	営業費用	営業収支	営業外収益	営業外費用	営業外収支	純利益
令和6年度決算	523,579,145円	804,652,195円	△281,073,050円	396,211,838円	68,656,763円	327,555,075円	46,482,025円
令和5年度決算	514,831,269円	789,290,159円	△274,458,890円	397,846,737円	71,148,594円	326,698,143円	52,239,253円
令和4年度決算	514,683,670円	826,492,295円	△311,808,625円	407,712,337円	75,807,074円	331,905,263円	20,096,638円

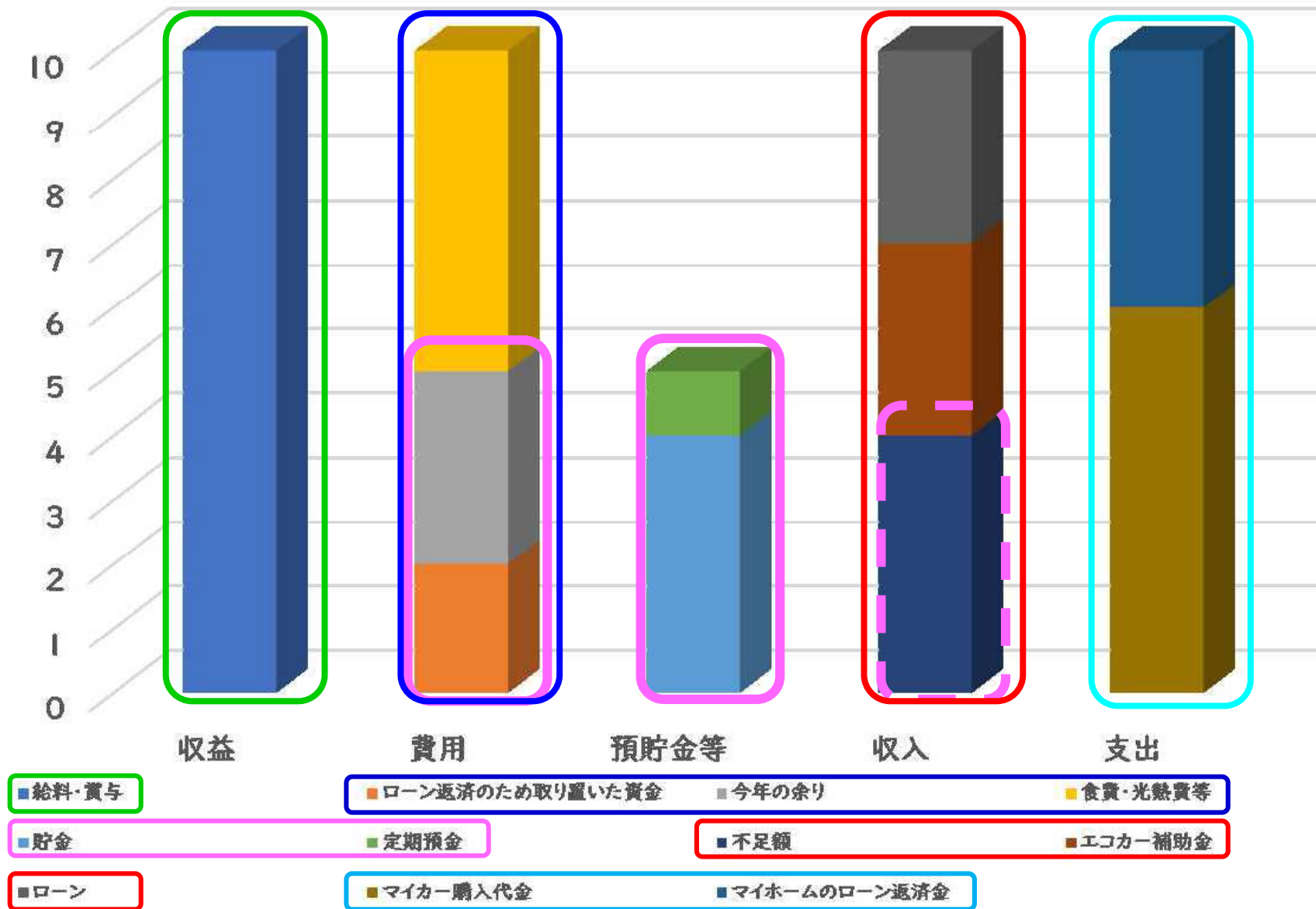
## 4. 経営の現状

### 簡易水道事業及び相島漁業集落環境整備事業

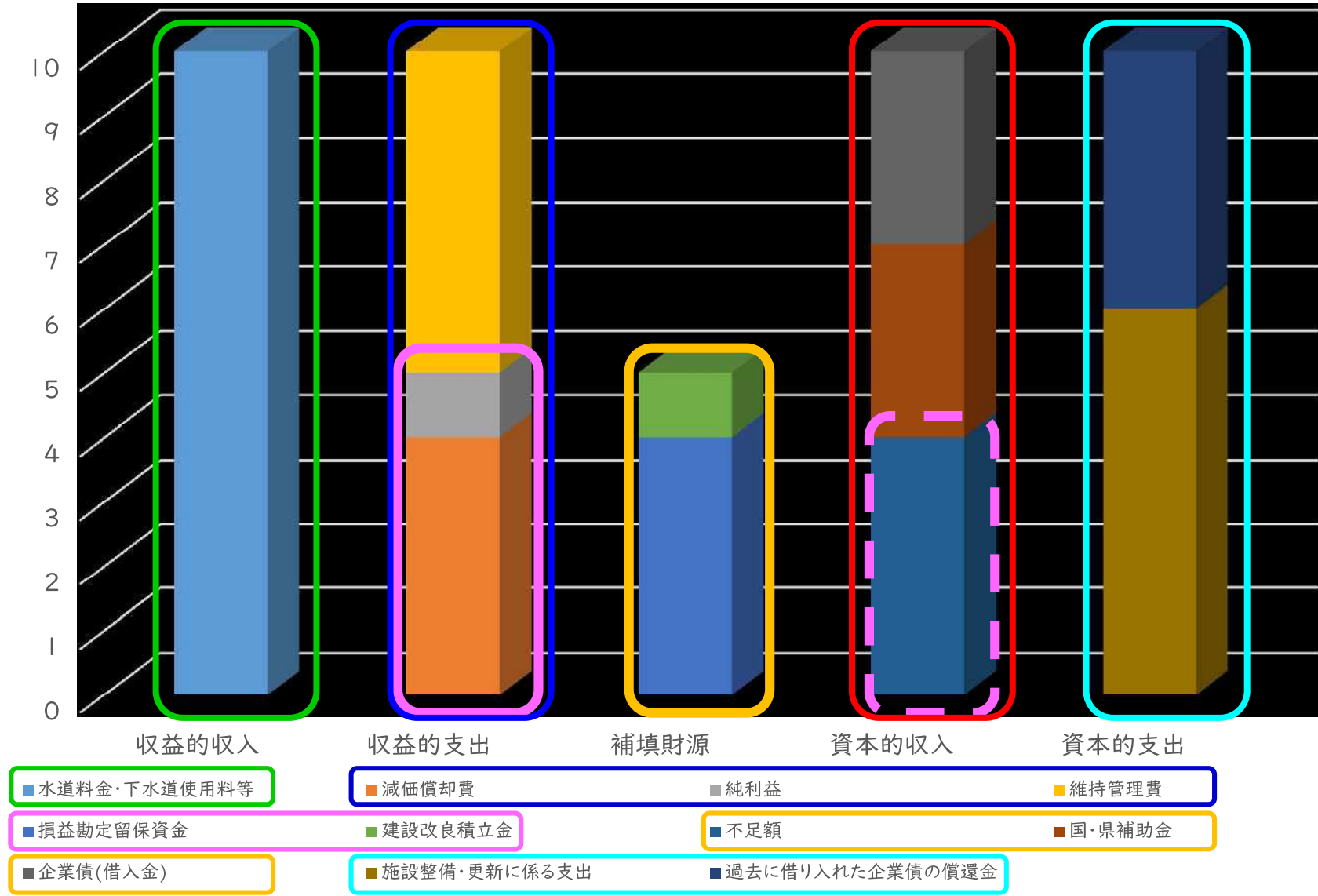
経営において、令和6年度からの法適化に伴い、経理方式に企業会計を導入し、明確な経営状況と資産をどの程度保有しているのかといった財政状況が把握できるようになりました。

しかし、両事業共に相島区に限定されるため、区域の拡大や使用量の増加が見込めないことから料金収入が限られています。今後も一般会計からの繰入金が必要であることには変わりありません。

# 家計簿(例)



# 公益企業会計の経理



# 参考

(水道事業：相島地区を除く給水区域の範囲)

地方公営企業法に基づき独立採算制に基づき料金収入及び水道加入金等の特定の収入源により運営  
(一般会計からの税の投入は原則無し)

(公共下水道事業：相島地区を除く公共下水道区域の範囲)

地方公営企業法に基づき独立採算制に基づき使用料収入及び受益者負担金等の特定の収入源により運営  
(一般会計からの税の投入は原則無し)

(簡易水道事業)

料金収入及び一般会計からの繰入金にて運営

(相島漁業集落環境整備事業)

使用料収入及び一般会計からの繰入金にて運営

※簡易水道事業及び相島漁業集落環境整備事業は給水区域の拡大及び料金収入等の増が見込めないため一般会計からの繰入金にて運営している。

## 新宮町簡易水道事業経営戦略 改定案

団 体 名 : 新宮町

事 業 名 : 簡易水道事業

策 定 日 : 令和 3 年 3 月 8 日

計 画 期 間 : 令和 3 年度 ~ 令和 12 年度

## 1. 事業概要

## (1) 事業の現況

## ① 給水

供用開始年月日	昭和54年4月1日	計画給水人口	260 人
法適(全部・財務) ・非適の区分	法適(財務)	現在給水人口	210 R6決算 人
		有収水量密度	0.13 R6決算 千m <sup>3</sup> /ha

## R6年度から地方公営企業法を一部適用

## ② 施設

水 源	ダム		
施 設 数	浄水場設置数	1	管 路 延 長
	配水池設置数	1	
施 設 能 力	200 m <sup>3</sup> /日	施 設 利 用 率	27.5 27 %

## ③ 料金

料 金 体 系 の 概 要 ・ 考 え の 方	本町簡易水道事業の水道料金は、「基本料金」と「使用水量に応じた従量料金」、「メータ使用料」の合計額に消費税及び地方消費税を乗じて得た額を加えた額となります。そのうち従量料金は多く使用するほど1m <sup>3</sup> 当たりの単価が高くなる逦増型料金体系となっています。	
料 金 改 定 年 月 日 (消費税のみの改定は含まない)	昭和54年4月1日	

## &lt;料金表(1か月当たり)&gt;

	使用水量	金額
基本料金	6m <sup>3</sup> まで	1,300円
従量料金	7~15m <sup>3</sup>	250円/m <sup>3</sup>
	16m <sup>3</sup> 以上	300円/m <sup>3</sup>
	一時用	300円/m <sup>3</sup>

	口径	金額
メーター使用料	13mm	100円
	20mm	150円
	25mm	200円
	30mm	300円
	40mm	400円
	50mm	2,000円
	75mm	3,000円

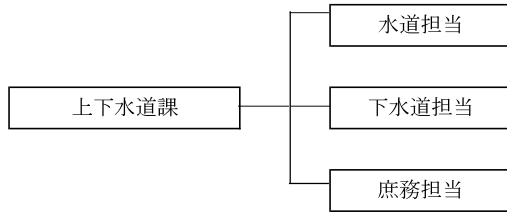
※上記料金の合計額に消費税が別途かかります。(10円未満切り捨て)

※検針は隔月となっており、検針を行わない月は基本料金とメーター使用料のみ請求します。

## ④ 組織 R7.10.1 時点

新宮町上下水道課は、水道工務担当、下水道工務担当、庶務担当で構成されています。  
職員数は、課長(1人)、課長補佐(1人)、主幹(4人)、主査(7人)、主任主事(2人)、主事(1人)の16人です。  
このうち、主に水道事業と兼務で簡易水道事業に従事する職員は6人です。

<組織体制>



<職員数・年齢構成等>

年齢	管理職	水道担当	下水道担当	庶務担当	合計
61歳～	人	人	1人	人	1人
51～60歳	2人	人	2人	人	4人
41～50歳	人	2人	2人	3人	7人
31～40歳	人	人	人	1人	1人
～30歳	人	1人	1人	1人	3人
合計	2人	3人	6人	5人	16人

(2) これまでの主な経営健全化の取組

- ① 維持管理業務等の委託  
水道施設の運転及び維持管理と共に水道の開閉栓、漏水調査などを包括的に、民間委託することで業務の効率化と経費削減を図っています。
- ② 広域化の取組  
福岡地区水道企業団に水質検査を委託することで、経費節減を図っています。

(3) 経営比較分析表等を活用した現状分析 ※(県作成) 最新のR5年度決算 経営比較分析表を添付 R6年度決算分に差替予定

別紙のとおり

2. 将来の事業環境

(1) 給水人口の予測

相島地区の人口は減少しており、今後も減少が続く見込みです。

予測値 R6年度末までの実績からの見込

項目	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17
人口(人)	198	192	186	181	175	170	165	160	156	151
世帯数(世帯)	103	101	98	96	94	92	90	88	86	84
人口減少率(%)	-	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0

(2) 水需要の予測

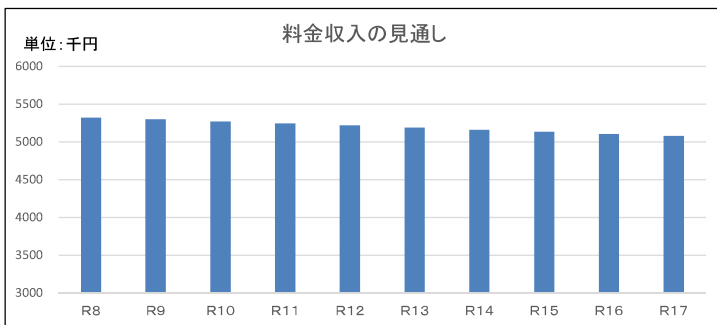
相島地区の人口減少に伴い、水需要(有収水量)の減少が見込まれます。

予測値 R6年度末までの実績からの見込

項目	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17
有収水量(m <sup>3</sup> /日)	42	41	39	38	37	36	35	34	33	32
1人1日平均給水量(ℓ/日)	214	214	214	214	214	214	214	214	214	214

(3) 料金収入の見通し

水需要(有収水量)の減少に伴い、料金収入の減少が見込まれます。



R6年度末までの実績からの見込

(4) 組織の見直し

現段階で職員数の変更は予定していませんが、今後、ウォーターPPP等の導入を検討し、適切な人員配置を目指します。

3. 経営の基本方針 現状の基本方針を記載

(基本方針)  
 持続可能な簡易水道事業運営のためにデジタルトランスフォーメーションを推進し、ウォーターPPPの導入による費用対効果を検証するとともに効率的な事業運営を目指します。  
 (具体的な施策)  
 ①簡易水道事業の健全経営のため、経費削減に努めるとともに、ウォーターPPPの導入を検討します。  
 ②水道管路及び水道施設の効率的な維持管理に努めます。  
 ③スマートメーターによる水道検針を継続します。

4. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画) ※R7年度実施計画の収支計画(R7.10)を別添

別添のとおり

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

目 標	浄水場及び取水施設の機械電気設備更新・改修は予定していませんが、必要に応じて対応していきます。
-----	---

施設更新事業予定なし

② 収支計画のうち財源についての説明

目 標	簡易水道事業としてのサービスを持続的に提供するため、必要な財源確保に努めます。
-----	---

給水区域の拡大は見込まれず、料金収入は今後減少していく見込みです。  
 経常的な資金不足を補うため、一般会計補助金に依存した経営となっています。  
 建設改良費の財源として、国庫補助金の活用を検討したうえで、企業債を活用します。

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明 ※R7年度実施計画の収支計画作成資料より

委託料 主に、水道施設運転維持管理包括委託です。  
 令和8年度～令和17年度 事業費 134百万円  
 修繕費 配水管漏水及び浄水場等の修理費を推定しています。  
 令和8年度～令和17年度 事業費 9百万円  
 動力費 水需要に応じた取水施設の効率的な運用を前提に積算しています。  
 令和8年度～令和17年度 事業費 16百万円

(3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

① 投資の合理化、費用の見直しについての検討状況等

広 域 化	現段階では、検討事項はありません。
民間の資金・ノウハウ等の活用 ( PPP/PFI 等 の 導 入 等 )	今後、ウォーターPPP導入に向けた調査研究を行います。
アセットマネジメントの充実 ( 施設・設備の長寿命化等 による投資の平準化 )	老朽化した施設は、維持補修を行いながら延命化を図り投資の平準化に努めます。
施設・設備の廃止・統合 ( ダウンサイジング )	将来の水需要を見ながら、必要に応じて検討します。
施設・設備の合理化 ( スペックダウン )	将来の水需要を見ながら、必要に応じて検討します。
そ の 他 の 取 組	現段階では、検討事項はありません。

② 財源についての検討状況等

料 金	今後の給水区域拡大が見込めず、水需要減少による料金収入の減少が見込まれます。料金改定は、限られた水道使用者に更なる負担を求めることになるため、困難な状況にあります。
企 業 債	建設改良費の財源として、国庫補助金の活用を検討したうえで、企業債を活用します。
繰 入 金	総務省が定める地方公営企業繰出基準に基づき、一般会計からの繰入を行います。
資産の有効活用等(*2)による収入増加の取組	現段階では、検討事項はありません。
その他の取組	現段階では、検討事項はありません。

5. 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項

経営戦略の事後検証、改定等に関する事項	経営審議会において経営戦略の事後検証を行い、5年以内に見直すとともに必要に応じて改定します。
---------------------	--

(用語説明)

・PPP/PFIとは

PPP(パブリック・プライベート・パートナーシップ)は、官民が協同して、効率的かつ効果的に質の高い公共サービス提供を実現するという概念で、PFI(プライベート・ファイナンス・イニシアティブ)は、PPPの手法の一つで、公共施設等の建設、維持管理、運営等を、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う手法。

・ウォーターPPPとは

水道、下水道、工業用水道分野において、官民連携で、管理・更新を一体的にマネジメントする方式。

・DX(デジタルトランスフォーメーション)とは

業務をデジタル化し課題を解決するだけでなく、社会や組織・ビジネスの仕組みそのものを変革する取組。

投資・財政計画

(単位:千円, %)

区 分		年 度									
		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度
収 益	1. 営 業 収 益 (A)	5,326	5,305	5,277	5,249	5,222	5,194	5,166	5,139	5,111	5,083
	(1) 料 金 収 入	5,323	5,302	5,274	5,246	5,219	5,191	5,163	5,136	5,108	5,080
	(2) 受 託 工 事 収 益 (B)										
	(3) 他 会 計 負 担 金										
	(4) 国 庫 補 助 金										
	(5) そ の 他	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
	2. 営 業 外 収 益	38,180	32,905	32,691	33,464	32,688	31,170	29,994	29,248	28,361	28,139
	(1) 補 助 金	23,442	18,215	18,025	18,868	18,731	17,607	17,452	17,022	16,493	16,485
	他 会 計 補 助 金	23,442	18,215	18,025	18,868	18,731	17,607	17,452	17,022	16,493	16,485
	そ の 他 補 助 金										
(2) 長 期 前 受 金 戻 入	14,736	14,688	14,664	14,594	13,955	13,561	12,540	12,224	11,866	11,652	
(3) そ の 他	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	
収 入 の 計 (C)	43,506	38,210	37,968	38,713	37,910	36,364	35,160	34,387	33,472	33,222	
支 出	1. 営 業 費 用	37,460	37,373	37,347	37,893	37,129	36,495	34,850	34,534	34,768	34,477
	(1) 職 員 給 与 費										
	基 本 給 付 費										
	退 職 給 付 費										
	そ の 他										
	(2) 経 営 費	16,986	16,986	16,986	17,626	17,626	17,626	17,626	17,626	18,297	18,297
	動 力 費	1,620	1,620	1,620	1,620	1,620	1,620	1,620	1,620	1,620	1,620
	修 繕 費	910	910	910	910	910	910	910	910	910	910
	材 料 費	56	56	56	56	56	56	56	56	56	56
	そ の 他	14,400	14,400	14,400	15,040	15,040	15,040	15,040	15,040	15,711	15,711
(3) 減 価 償 却 費	20,474	20,387	20,361	20,267	19,503	18,869	17,224	16,908	16,471	16,180	
2. 営 業 外 費 用	1,186	1,043	893	742	602	511	449	415	384	355	
(1) 支 払 利 息	1,186	1,043	893	742	602	511	449	415	384	355	
(2) そ の 他											
支 出 の 計 (D)	38,646	38,416	38,240	38,635	37,731	37,006	35,299	34,949	35,152	34,832	
経 常 損 益 (C)-(D) (E)	4,860	△ 206	△ 272	78	179	△ 642	△ 139	△ 562	△ 1,680	△ 1,610	
特 別 利 益 (F)											
特 別 損 失 (G)											
特 別 損 益 (F)-(G) (H)											
当 年 度 純 利 益 (又 は 純 損 失) (E)+(H)	4,860	△ 206	△ 272	78	179	△ 642	△ 139	△ 562	△ 1,680	△ 1,610	
繰 越 利 益 剰 余 金 又 は 累 積 欠 損 金 (I)											
流 動 資 産 (J)	11,716	9,927	8,438	7,197	7,872	8,589	10,211	11,858	10,661	12,710	
うち 未 収 金	444	442	440	437	435	433	430	428	426	423	
流 動 負 債 (K)	13,519	14,065	14,214	14,366	10,488	8,277	6,204	5,772	5,772	5,276	
うち 建設改良費分											
うち 一時借入金											
うち 未 払 金	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	
累 積 欠 損 金 比 率 ( $\frac{(I)}{(A)-(B)} \times 100$ )											
地 方 財 政 法 施 行 令 第 15 条 第 1 項 に よ り 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (L)											
営 業 収 益 - 受 託 工 事 収 益 (A)-(B) (M)	5,326	5,305	5,277	5,249	5,222	5,194	5,166	5,139	5,111	5,083	
地 方 財 政 法 に よ る 資 金 不 足 の 比 率 ((L)/(M) × 100)											
健 全 化 法 施 行 令 第 16 条 に よ り 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (N)											
健 全 化 法 施 行 規 則 第 6 条 に 規 定 す る 解 消 可 能 資 金 不 足 額 (O)											
健 全 化 法 施 行 令 第 17 条 に よ り 算 定 し た 事 業 の 規 模 (P)											
健 全 化 法 第 22 条 に よ り 算 定 し た 資 金 不 足 比 率 ((N)/(P) × 100)											

## 投資・財政計画

(税込み) (単位:千円)

区 分		年 度									
		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度
資本的 収 入	1. 企業債										
	うち資本費平準化債										
	2. 他会計出資金										
	3. 他会計補助金	5,936	6,227	6,300	6,374	9,768	3,328	2,281	2,297	2,195	2,210
	4. 他会計負担金										
	5. 他会計借入金										
	6. 国(都道府県)補助金										
	7. 固定資産売却代金										
	8. 受益者負担金										
	9. その他										
	計 (A)	5,936	6,227	6,300	6,374	9,768	3,328	2,281	2,297	2,195	2,210
	(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)										
	純計 (A)-(B) (C)	5,936	6,227	6,300	6,374	9,768	3,328	2,281	2,297	2,195	2,210
資本的 支 出	1. 建設改良費					5,332					
	うち職員給与費										
	2. 企業債償還金	12,519	13,065	13,214	13,366	9,488	7,277	5,204	4,772	4,246	4,276
	3. 他会計長期借入返還金										
	4. 他会計への支出金										
5. その他											
計 (D)	12,519	13,065	13,214	13,366	14,820	7,277	5,204	4,772	4,246	4,276	
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (D)-(C) (E)	6,583	6,838	6,914	6,992	5,052	3,949	2,923	2,475	2,051	2,066	
補填 財 源	1. 損益勘定留保資金	6,583	6,838	6,914	6,992	4,567	3,949	2,923	2,475	2,051	2,066
	2. 利益剰余金処分額										
	3. 繰越工事資金										
	4. その他					485					
計 (F)	6,583	6,838	6,914	6,992	5,052	3,949	2,923	2,475	2,051	2,066	
補填財源不足額 (E)-(F)											
他会計借入金残高(G)											
企業債残高(H)	126,569	113,504	100,290	86,924	77,436	70,159	72,232	65,387	65,913	67,956	

○他会計繰入金

(単位:千円)

区 分		年 度									
		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度
収益的 収 支 分		23,442	18,215	18,025	18,868	18,731	17,607	17,452	17,022	16,493	16,485
	うち基準内繰入金	7,442	3,215	3,025	2,868	2,731	2,607	2,452	2,022	1,493	1,485
	うち基準外繰入金	16,000	15,000	15,000	16,000	16,000	15,000	15,000	15,000	15,000	15,000
資本的 収 支 分		5,936	6,227	6,300	6,374	9,768	3,328	2,281	2,297	2,195	2,210
	うち基準内繰入金	5,936	6,227	6,300	6,374	4,436	3,328	2,281	2,297	2,195	2,210
	うち基準外繰入金					5,332					
合 計		29,378	24,442	24,325	25,242	28,499	20,935	19,733	19,319	18,688	18,695

# 経営比較分析表（令和5年度決算）

福岡県 新宮町

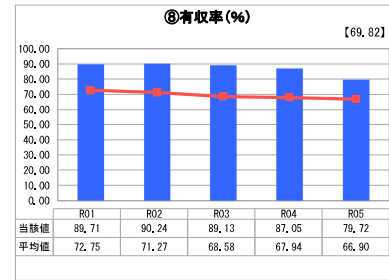
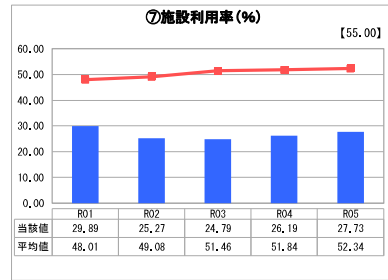
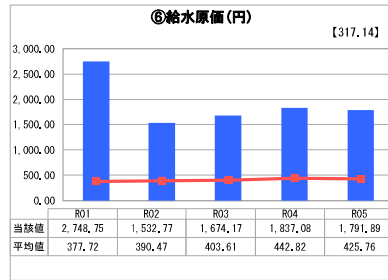
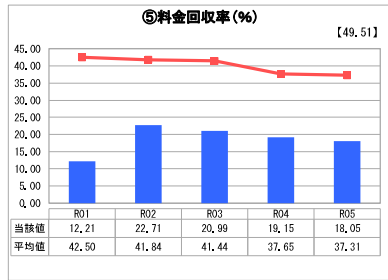
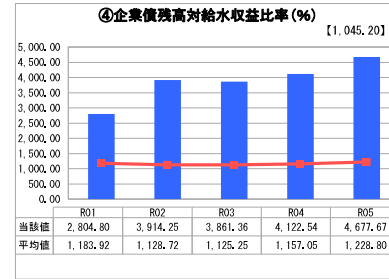
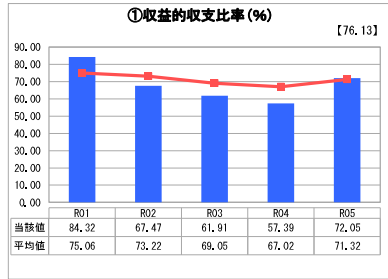
業務名	業種名	事業名	類似団体区分	管理者の情報
法非適用	水道事業	簡易水道事業	D4	非設置
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	1か月20m <sup>3</sup> 当たり家庭料金(円)	
-	該当数値なし	0.66	5,660	

人口(人)	面積(km <sup>2</sup> )	人口密度(人/km <sup>2</sup> )
33,251	18.93	1,756.52
現在給水人口(人)	給水区域面積(km <sup>2</sup> )	給水人口密度(人/km <sup>2</sup> )
218	1.25	174.40

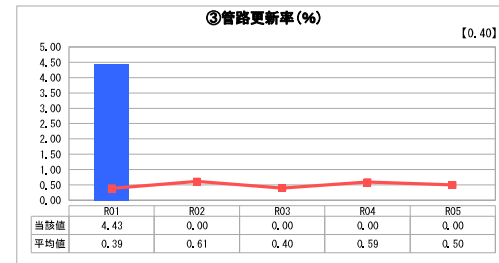
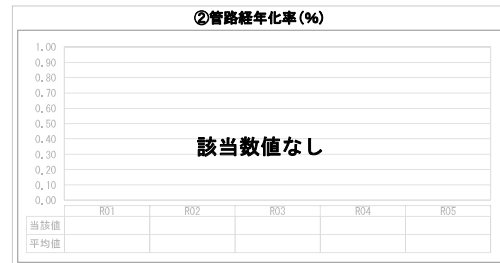
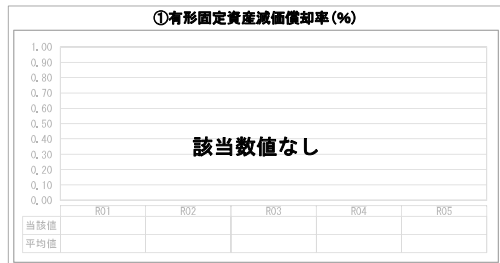
**グラフ凡例**

- 当該団体値(当該値)
- 類似団体平均値(平均値)
- 令和5年度全国平均

## 1. 経営の健全性・効率性



## 2. 老朽化の状況



## 分析欄

### 1. 経営の健全性・効率性について

本事業は龍島の相島地区での事業であるため、上水道事業に比べ約1.4倍の料金体系をとっています。

収益的収支比率の増加は、企業会計移行に伴う一般会計繰入金が増加したためです。

料金回収率の減少は、給水に係る費用が増加したためです。

令和5年度の有収率が減少しているのは、年内総配水量が漏水等により増加したことと併せて有収水量が減少したためです。

収益的収支比率と料金回収率の更なる改善には、収益の改善が必要となりますが、現状で人口減少により料金を改定しても収益の増加は見込めない状況です。従いまして、今後も一般会計からの繰入に頼らざるを得ない事業運営になるものと考えています。

### 2. 老朽化の状況について

平成11年度から平成13年度までの基幹改良事業により約4割の配水管更新を実施しており、未実施の配水管については随時実施してきました。

令和2年度に第2貯水池のシート復旧工事を実施しています。

令和4年度から令和5年度にかけて浄水場等の機械電気設備の更新工事を実施しました。

### 全体総括

料金回収率の改善には、給水収益の増加が必要となりますが、現状で高い設定の料金を値上げすることが難しいことと人口減少が進むことが予想され、給水収益の増加は見込めません。

令和6年度からの企業会計移行後は、資産等の把握により、より計画的な施設の改築更新が可能となりますが、移行前と同様、一般会計からの繰入金に頼る事業運営となります。

## 新宮町漁業集落環境整備事業経営戦略 改定案

団 体 名 : 新宮町

事 業 名 : 漁業集落環境整備事業

策 定 日 : 令和 3 年 3 月

計 画 期 間 : 令和 3 年度 ~ 令和 12 年度

## 1. 事業概要

## (1) 事業の現況

## R6年度から地方公営企業法を一部適用

## ① 施設

供用開始年度 (供用開始後年数)	昭和57年度(39年)	法適(全部適用・一部適用) 非 適 の 区 分	法適 (財務)
処理区域内人口密度	23人 / ha R6決算	流域下水道等への 接 続 の 有 無	無
処 理 区 数	1処理区		
処 理 場 数	1施設(相島浄化センター)		
広域化・共同化・最適化 実施状況*1	無		

\*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。

「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圏構想や連携中枢都市圏に基づくものを含む)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指す。

「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む。)、③施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない。)を指す。

## ② 使用料

一般家庭用使用料体系の 概 要 ・ 考 え 方	本町漁業集落排水処理施設の使用料金は、「基本使用料」と「汚水排出量に応じた従量使用料」の合計額に消費税及び地方消費税を乗じて得た額を加えた額となります。そのうち従量料金は多く使用するほど1㎡当たりの単価が高くなる逦増型料金体系となっています。				
業務用使用料体系の 概 要 ・ 考 え 方	一般家庭使用料体系と同じです。				
その他の使用料体系の 概 要 ・ 考 え 方	該当ありません。				
条 例 上 の 使 用 料 *2 ( 2 0 ㎡ あ た り ) ※ 過 去 3 年 度 分 を 記 載	令和4年度	3,000 円	実 質 的 な 使 用 料 *3 ( 2 0 ㎡ あ た り ) ※ 過 去 3 年 度 分 を 記 載	令和4年度	4,648 円
	令和5年度	3,000 円		令和5年度	4,076 円
	令和6年度	3,000 円		令和6年度	4,550 円

\*2 条例上の使用料とは、一般家庭における20㎡あたりの使用料をいう。

\*3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20㎡を乗じたもの(家庭用のみでなく業務用を含む)をいう。

<料金表(1か月当たり)>

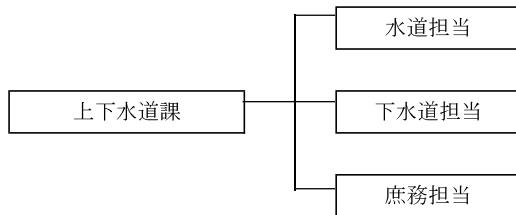
基本使用料	1,000円		10m <sup>3</sup> まで	30円/m <sup>3</sup>
		従量使用料	11m <sup>3</sup> ～20m <sup>3</sup>	170円/m <sup>3</sup>
			21m <sup>3</sup> ～30m <sup>3</sup>	180円/m <sup>3</sup>
			31m <sup>3</sup> ～40m <sup>3</sup>	190円/m <sup>3</sup>
			41m <sup>3</sup> ～50m <sup>3</sup>	200円/m <sup>3</sup>
			51m <sup>3</sup> ～100m <sup>3</sup>	230円/m <sup>3</sup>
			101m <sup>3</sup> ～200m <sup>3</sup>	250円/m <sup>3</sup>
			201m <sup>3</sup> ～300m <sup>3</sup>	280円/m <sup>3</sup>
			301m <sup>3</sup> ～	300円/m <sup>3</sup>

※上記料金の合計額に消費税が別途かかります。(10円未満切り捨て)  
 ※検針は隔月となっており、検針を行わない月は基本料金のみ請求します。

③ 組織 R7.10.1 時点

職 員 数	16人(内6人公共下水道事業と兼務)
事業運営組織	新宮町上下水道課は、水道工務担当、下水道工務担当、庶務担当で構成されています。 職員数は、課長(1人)、課長補佐(1人)、主幹(4人)、主査(7人)、主任主事(2人)、主事(1人)の16人です。 このうち、主に公共下水道事業と兼務で相島漁業集落環境整備事業に従事する職員は6人です。

<組織体制>



<職員数・年齢構成等>

年齢	管理職	水道担当	下水道担当	庶務担当	合計
61歳～	人	人	1人	人	1人
51～60歳	2人	人	2人	人	4人
41～50歳	人	2人	2人	3人	7人
31～40歳	人	人	人	1人	1人
～30歳	人	1人	1人	1人	3人
合計	2人	3人	6人	5人	16人

(2) 民間活力の活用等

民間活用の状況	ア 民間委託 (包括的民間委託を含む)	(施設関連) 施設維持管理業務委託、保守点検・調査・検査業務委託、清掃業務委託
	イ 指定管理者制度	該当ありません。
	ウ PPP・PFI	該当ありません。
資産活用の状況	ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等) *4	該当ありません。
	イ 土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等) *5	該当ありません。

\*4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。  
 \*5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す(単純な売却は除く)。

(3) 経営比較分析表を活用した現状分析

※(県作成) 最新のR5年度決算 経営比較分析表を添付

別紙のとおり

## 2. 将来の事業環境

### (1) 処理区域内人口の予測

相島地区の人口は減少しており、今後も減少が続く見込みです。

#### R6年度末までの実績からの見込

年度	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17
人口(人)	198	192	186	181	175	170	165	160	156	151
世帯数(世帯)	103	101	98	96	94	92	90	88	86	84
人口減少率(%)	-	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0

### (2) 有収水量の予測

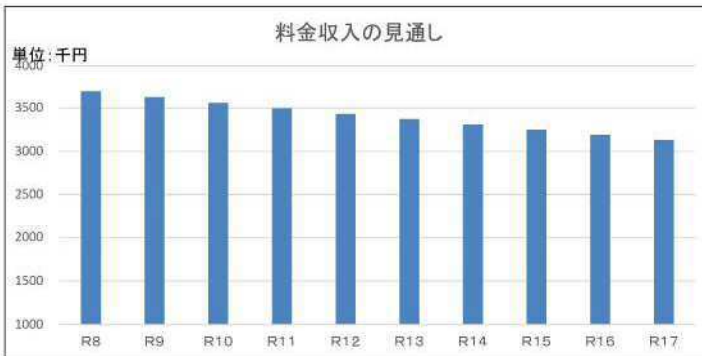
相島地区の人口減少に伴い、水需要(有収水量)の減少が見込まれます。

#### R6年度末までの実績からの見込

年度	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17
有収水量(m <sup>3</sup> /日)	42	41	39	38	37	36	35	34	33	32

### (3) 使用料収入の見通し

有収水量の減少に伴い、料金収入の減少が見込まれます。



#### R6年度末までの実績からの見込

### (4) 施設の見通し

平成24年度から平成27年度にかけて、漁業集落環境整備事業の交付金を活用し、相島浄化センターの改築更新工事及び管路施設の劣化診断業務を実施しています。今後は、適切な維持管理を行っていくとともに、適宜、修繕・改築工事を実施します。

### (5) 組織の見通し

現段階で職員数の変更は予定していませんが、今後、ウォーターPPP等の導入を検討し、適切な人員配置を目指します。

## 3. 経営の基本方針

### (基本方針)

計画的な維持管理を実施し、安定した下水処理が行えるように努めます。

### (具体的な施策)

- ① 下水道施設の維持管理のため、計画的に改築・更新を実施します。
- ② 健全経営のため、経費削減に努めるとともに、ウォーターPPPの導入を検討します。

4. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画)

※R7年度実施計画の収支計画(R7.10)を別添

別紙のとおり

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

目 標	下水道施設の更新・改修は予定していませんが、必要に応じて対応していきます。
-----	---------------------------------------

② 収支計画のうち財源についての説明

目 標	相島漁業集落環境整備事業としてのサービスを持続的に提供するため、必要な財源確保に努めます。
-----	---

料金収入の減少が見込まれます。  
 経常的な資金不足を補うため、一般会計補助金に依存した経営となっています。  
 建設改良費の財源として、補助金の活用を検討したうえで、企業債を活用します。

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

※R7年度実施計画の収支計画作成資料より

- ・動力費 近年の実績等により、計上しています。  
 令和8年度～令和17年度 事業費 17百万円
- ・薬品費 近年の実績等により、計上しています。  
 令和8年度～令和17年度 事業費 1百万円
- ・修繕費 修繕計画に基づき、効果的な修繕を実施します。  
 令和8年度～令和17年度 事業費 5百万円
- ・委託費 相島浄化センターの維持管理に必要な費用を、計上しています。  
 令和8年度～令和17年度 事業費 22百万円

(3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

① 今後の投資についての考え方・検討状況

広域化・共同化・最適化に関する事項	未反映の取組はありません。
投資の平準化に関する事項	未反映の取組はありません。
民間活力の活用に関する事項 (PPP/PFIなど)	今後、ウォーターPPP導入に向けた調査研究を行います。
その他の取組	未反映の取組はありません。

② 今後の財源についての考え方・検討状況

使用料の見直しに関する事項	有収水量減少による料金収入の減少が見込まれます。料金改定は、限られた下水道使用者に更なる負担を求めることになるため、困難な状況にあります。
資産活用による収入増加の取組について	現段階での検討事項はありません。
その他の取組	現段階での検討事項はありません。

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど)	今後、ウォーターPPP導入に向けた調査研究を行います。
職員給与費に関する事項	本事業専任の職員がいないため、計上していません。
動力費に関する事項	設備の適切な管理を行い、無駄のない運用を継続していきます。
薬品費に関する事項	効果的な薬品調達、保管に努めます。
修繕費に関する事項	適宜、修繕計画を見直し、コスト削減に努めます。
委託費に関する事項	今後、ウォーターPPP導入に向けた調査研究を行います。
その他の取組	現段階での検討事項はありません。

5. 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項

経営戦略の事後検証、改定等に関する事項	経営審議会において経営戦略の事後検証を行い、5年以内に見直すとともに必要に応じて改定します。
---------------------	--

(用語説明)

•PPP/PFIとは

PPP(パブリック・プライベート・パートナーシップ)は、官民が協同して、効率的かつ効果的に質の高い公共サービス提供を実現するという概念で、PFI(プライベート・ファイナンス・イニシアティブ)は、PPPの手法の一つで、公共施設等の建設、維持管理、運営等を、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う手法。

•ウォーターPPPとは

水道、下水道、工業用水道分野において、官民連携で、管理・更新を一体的にマネジメントする方式。

## 投資・財政計画 (収支計画)

(単位:千円, %)

区 分		年 度									
		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度
収 益	1. 営 業 収 益 (A)	3,891	3,625	3,560	3,496	3,433	3,371	3,310	3,250	3,191	3,132
	(1) 料 金 収 入	3,891	3,625	3,560	3,496	3,433	3,371	3,310	3,250	3,191	3,132
	(2) 受 託 工 事 収 益 (B)										
	(3) 他 会 計 負 担 金 (雨 水 処 理 負 担 金)										
	(4) 国 庫 補 助 金										
	(5) そ の 他										
	2. 営 業 外 収 益	16,593	21,385	15,486	18,731	13,882	15,350	13,460	16,098	12,656	9,338
	(1) 補 助 金	7,718	12,589	6,917	10,481	5,648	7,118	5,768	9,242	7,137	5,693
	他 会 計 補 助 金	7,718	12,589	6,917	10,481	5,648	7,118	5,768	9,242	7,137	5,693
	そ の 他 補 助 金										
(2) 長 期 前 受 金 戻 入	8,874	8,795	8,568	8,249	8,233	8,231	7,691	6,855	5,518	3,644	
(3) そ の 他	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
収 入 計 (C)	20,284	25,010	19,046	22,227	17,315	18,721	16,770	19,348	15,847	12,470	
支 出	1. 営 業 費 用	17,814	22,163	18,563	20,268	17,067	17,065	16,360	17,827	15,862	12,118
	(1) 職 員 給 与 費										
	基 本 給 与 費										
	退 職 給 付 費										
	そ の 他										
	(2) 経 営 費	7,526	11,981	8,608	10,699	7,517	7,517	7,517	9,881	9,335	7,517
	動 力 費	1,709	1,709	1,709	1,709	1,709	1,709	1,709	1,709	1,709	1,709
	修 繕 費	455	455	455	455	455	455	455	455	455	455
	材 料 費										
	そ の 他	5,362	9,817	6,444	8,535	5,353	5,353	5,353	7,717	7,171	5,353
(3) 減 価 償 却 費	10,288	10,182	9,955	9,569	9,550	9,548	8,843	7,946	6,527	4,601	
2. 営 業 外 費 用	494	446	415	398	382	367	353	339	354	342	
(1) 支 払 利 息	174	126	95	78	62	47	33	19	34	22	
(2) そ の 他	320	320	320	320	320	320	320	320	320	320	
支 出 計 (D)	18,308	22,609	18,978	20,666	17,449	17,432	16,713	18,166	16,216	12,460	
経 常 損 益 (C)-(D) (E)	1,976	2,401	68	1,561	△ 134	1,289	57	1,182	△ 369	10	
特 別 利 益 (F)	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
特 別 損 失 (G)	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
特 別 損 益 (F)-(G) (H)											
当 年 度 純 利 益 (又 は 純 損 失) (E)+(H)	1,976	2,401	68	1,561	△ 134	1,289	57	1,182	△ 369	10	
繰 越 利 益 剰 余 金 又 は 累 積 欠 損 金 (I)											
流 動 資 産 (J)	5,800	5,800	5,800	5,800	5,800	5,800	5,800	5,800	5,800	5,800	
う ち 未 収 金	308	302	297	291	286	281	276	271	266	261	
流 動 負 債 (K)	4,929	4,336	3,413	3,430	3,141	3,154	3,168	2,821	2,599	1,516	
う ち 建 設 改 良 費 分											
う ち 一 時 借 入 金											
う ち 未 払 金	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,001	
累 積 欠 損 金 比 率 ( $\frac{(I)}{(A)-(B)} \times 100$ )											
地 方 財 政 法 施 行 令 第 15 条 第 1 項 に よ り 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (L)											
営 業 収 益 - 受 託 工 事 収 益 (A)-(B) (M)	3,891	3,625	3,560	3,496	3,433	3,371	3,310	3,250	3,191	3,132	
地 方 財 政 法 に よ り 算 定 し た 資 金 不 足 の 比 率 ((L)/(M) × 100)											
健 全 化 法 施 行 令 第 16 条 に よ り 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (N)											
健 全 化 法 施 行 規 則 第 6 条 に 規 定 す る 解 消 可 能 資 金 不 足 額 (O)											
健 全 化 法 施 行 令 第 17 条 に よ り 算 定 し た 事 業 の 規 模 (P)											
健 全 化 法 第 22 条 に よ り 算 定 し た 資 金 不 足 比 率 ((N)/(P) × 100)											

## 投資・財政計画 (収支計画)

(税込み) (単位:千円)

年 度 区 分		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度
		資本的 収 入  支 出	1. 企 業 債								1,100
うち資本費平準化債											
2. 他 会 計 出 資 金											
3. 他 会 計 補 助 金									1,100		
4. 他 会 計 負 担 金											
5. 他 会 計 借 入 金											
6. 国(都道府県)補助金											
7. 固定資産売却代金											
8. 受 益 者 負 担 金											
9. そ の 他											
計 (A)									2,200		
(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)											
純計 (A)-(B) (C)									2,200		
1. 建 設 改 良 費									2,200		
うち職員給与費											
2. 企 業 債 償 還 金	3,929		3,336	2,413	2,430	2,141	2,154	2,168	1,821	1,599	515
3. 他 会 計 長 期 借 入 返 還 金											
4. 他 会 計 へ の 支 出 金											
5. そ の 他											
計 (D)	3,929	3,336	2,413	2,430	2,141	2,154	2,168	4,021	1,599	515	
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (D)-(C) (E)	3,929	3,336	2,413	2,430	2,141	2,154	2,168	1,821	1,599	515	
補 填 財 源	1. 損 益 勘 定 留 保 資 金	2,306	1,389	1,389	1,322	1,319	1,319	1,154	1,093	1,011	515
	2. 利 益 剰 余 金 処 分 額	1,623	1,947	1,024	1,108	822	835	1,014	528	588	
	3. 繰 越 工 事 資 金										
	4. そ の 他								200		
計 (F)	3,929	3,336	2,413	2,430	2,141	2,154	2,168	1,821	1,599	515	
補填財源不足額 (E)-(F) (G)											
他 会 計 借 入 金 残 高 (H)											
企 業 債 残 高 (H)	18,813	15,477	13,064	10,634	8,493	6,339	6,325	5,618	4,726	5,103	

○他会計繰入金

(単位:千円)

年 度 区 分		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度
		収益的収支分	7,718	12,589	6,917	10,481	5,648	7,118	5,768	9,242	7,137
うち基準内繰入金	2,316	2,241	2,210	2,126	2,107	2,092	1,913	1,477	1,043	979	
うち基準外繰入金	5,402	10,348	4,707	8,355	3,541	5,026	3,855	7,765	6,094	4,714	
資本的収支分								1,100			
うち基準内繰入金											
うち基準外繰入金								1,100			
合 計	7,718	12,589	6,917	10,481	5,648	7,118	5,768	10,342	7,137	5,693	

# 経営比較分析表（令和5年度決算）

福岡県 新宮町

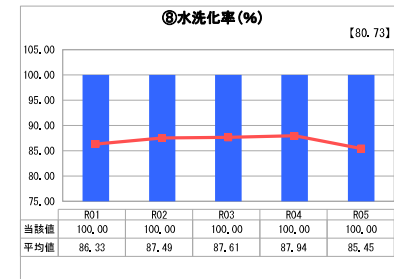
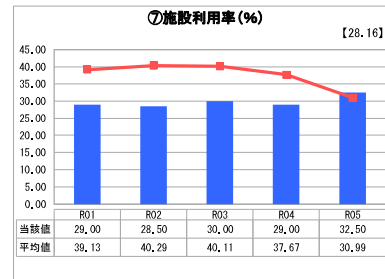
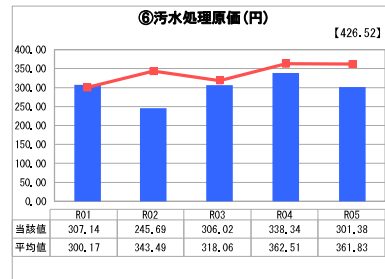
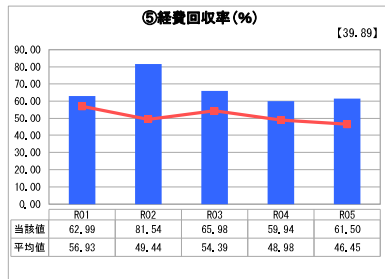
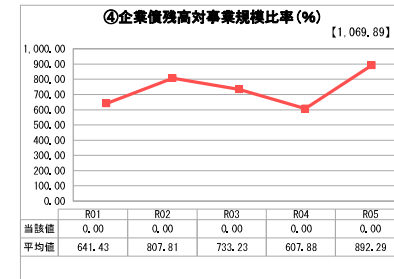
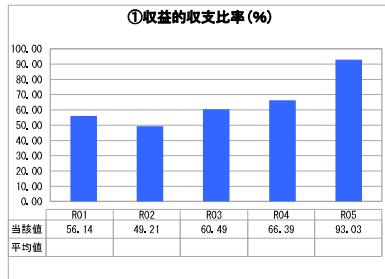
業務名	業種名	事業名	類似団体区分	管理者の情報
法非適用	下水道事業	漁業集落排水	H1	非設置
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	有収率(%)	1か月20㎡当たり家賃料金(円)
-	該当数値なし	0.66	81.19	3.300

人口(人)	面積(km <sup>2</sup> )	人口密度(人/km <sup>2</sup> )
33,251	18.93	1,756.52
処理区域内人口(人)	処理区域面積(km <sup>2</sup> )	処理区域内人口密度(人/km <sup>2</sup> )
218	0.09	2,422.22

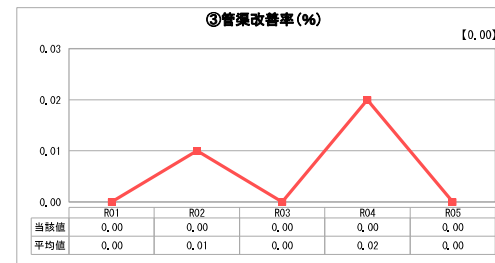
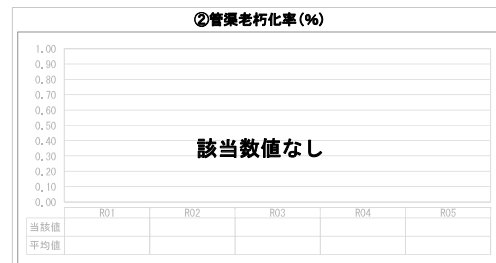
## グラフ凡例

- 当該団体値（当該値）
- 類似団体平均値（平均値）
- 【】 令和5年度全国平均

## 1. 経営の健全性・効率性



## 2. 老朽化の状況



## 分析欄

### 1. 経営の健全性・効率性について

本事業は、難島の相島地区の漁業集落環境整備事業で、水洗化率は100%となっています。収益的収支比率が増加したのは、企業会計移行に伴う一般会計繰入金が増加したためです。収益的収支比率はほぼ横ばいとなっています。経費回収率はほぼ横ばいとなっています。収益的収支比率と経費回収率の改善には、収益の増加が必要となりますが、現状で人口減少により使用料を改定しても収益の増加は見込めない状況です。従いまして、今後も一般会計からの繰入金に頼るを得ない事業運営になるものと考えています。

### 2. 老朽化の状況について

施設については、平成26年度と平成27年度において改築工事を実施済みです。管渠については供用開始から40年を経過しています。浄化センター等の施設については、随時設備の更新を行っています。

### 全体総括

経費回収率の改善には、使用料収益の増加が必要となりますが、人口減少が想定され大幅な増加は見込めません。管渠については、供用開始から40年を超えており、更新が必要となります。令和6年度からの企業会計移行後は、資産等の把握により、より計画的な施設の改築更新が可能となりますが、移行前と同様、一般会計からの繰入金に頼る事業運営となります。

※ 法適用企業と類似団体区分が同じため、収益的収支比率の類似団体平均等を表示していません。

# 日割り計算の導入について

- 上下水道の使用を開始又は中止する際の計算方法を改める。  
現行：月割り計算…開始日又は中止日が15日以前か以降かに応じて計算する。  
改正：日割り計算…使用日数に応じて計算する。
- 導入するメリット  
1日の使用者に対しても15日使用したとして料金を請求していたが、1日分の料金を請求することができる。  
一律の計算式を使用できる。